

文化審議会答申「博物館法制度の今後の在り方について」に対するアピール

2021年12月22日
社会教育推進全国協議会

1、「新しい博物館登録制度の方向性」について

2021年12月20日、文化庁文化審議会より文化庁長官に、文化審議会答申「博物館法制度の今後の在り方について」が手渡されました。これは2021年8月16日に文部科学大臣より「これからの時代にふさわしい博物館制度の在り方について」（博物館部会を通じた一般公開は9月21日）が諮問されたことを受けたものです。そこでは、「これからの博物館」の「活動と経営の改善・向上を促進するという視点」から「登録制度の在り方を中心」とした博物館制度の検討が求められました。

この諮問に関し、第3期博物館部会では9月21日と12月8日と2回、部会が開催されました。また、2021年1月から2月に、第2期博物館部会が持ち回り会議で設置した「法制度の在り方に関するワーキンググループ」では、9月7日、9月30日、11月11日、11月30日と4回、会議が開催されました。そこでは、設置主体を地方公共団体や一般社団法人、一般財団法人、宗教法人等に限定してきた現行登録制度の範囲を、地方独立行政法人、民間企業等が設置する博物館といった「設置者の法人類型による限定を可能な限り拡大」する方向性が示されました。そして、登録制度の審査主体を都道府県や指定都市の教育委員会としてきた「教育委員会制度」に対しては、公益性の観点等を定期的に審査する制度に転換する方向性が謳われ、「第三者の専門家の意見を聴くものとすべきである」とされました。

一方、答申では従前どおり、登録制度の審査主体は「教育委員会」であること、博物館法で規定される博物館（公立博物館・私立博物館）とそうではない国立博物館とが、そもそも「両輪として体系を構成している」ことが、それぞれ確認されました。この点は、これからのわが国の博物館のあり方を示すうえで、歴史的に見て、妥当な評価であったと考えます。今後は、「教育委員会制度」がもつ自治的・民主的なあり方を検討していくことが、課題と言えます。

他方、答申では、この「教育委員会制度」における審査体制はもとより、登録制度の新しい「審査基準」、「審査プロセス」、「継続的に活動と経営の改善向上を図る仕組み」に係る具体的あり方は、明確に定まっておらず、また同制度の適用を受ける博物館とそうではない博物館の関連や位置づけも不明確です。この内容と設計如何によっては、新制度が示す内容との相違により、例えば、地域の多彩な実情に応じ、住民に必要な生活課題に根ざし、その学習に向き合ってきた博物館の創意工夫に基づく専門的な学芸活動が抑制されてしまうかもしれません。こうした懸念は、払拭できない問題として残されていると言えます。

また、国立博物館は、博物館法と「両輪として体系を構成している」ことが確認された点を前提としつつも、博物館法に位置づく施設ではないため、その法的根拠は、いわゆる「稼

ぐ文化」を経営基盤とせざるを得ない「それぞれの独立行政法人に係る個別の法令等」に求めるものではないあり方として、再検討していくことも課題と言えます。

以上に見られるように、「すべての博物館の振興のための枠組み等の制度整備」が「今後の課題」とされた文化審議会博物館部会における現状の議論の状態、新しい登録制度の内容が具体的に明らかにされないまま、今回の博物館法改正が実施されてしまわないことを強く求めます。

2、「これからの時代にふさわしい博物館の在り方」について

わが国の博物館は、第二次世界大戦を経て今日に至るまで、図書館・公民館とともに、資料の収集・保管・調査・研究・公開・教育といった博物館活動の自由を確立することで、その市民的権利を保障するために、「博物館資料」、社会教育職員である「学芸員」、さまざまな人びとが安心して過ごし、学びあい、学芸活動を展開し得る具体的な場所・空間という三つの要素が備わった、人びとの過去・現在・未来をつなぐ公共的価値をもつ地域に開かれた社会教育施設として、多種多様に存立しています。

こうしたわが国の博物館が、今回の諮問で示された「世界的な潮流」や「様々な社会的・地域的課題」に応え得るためにも、答申では「交流・対話、市民による創造的活動の促進と支援」、「持続可能な未来と平和について対話・学習する機会の提供」、「地域の福祉の向上への貢献」、「社会的包摂・相互理解・多文化共生への寄与」、「地域社会の活性化」が「必要とされる機能」として具体的に例示されたことは、大切にすべき観点と言えます。そしてその役割を果たすためには、地域での自主的な相互学習に根ざした自治や文化の成熟を図るための道筋を保障することが、求められていると考えます。

こうした「これからの時代にふさわしい博物館」になるためには、日本国憲法－教育基本法－社会教育法を母法とする現行博物館法制に基づく理念をあらためて理解していくことが重要です。答申では、例えば「社会教育」と「レクリエーション」活動を区別しているように、「社会教育」の概念を矮小化して捉えられている傾向も否めません。そして、文化芸術基本法の理念より定められた「文化芸術活動」や「文化施設」等の概念と、前者の法理より定められてきた「生涯学習・社会教育」や「社会教育施設」等の概念を、領域的・対立的に捉えるのではなく、その関連を整理し、博物館が「社会教育のための機関」であることを明確にすることが不可欠です。

以上2点から、私たちは、住民の学習する権利が生かされ、学芸活動の自由とその多様性が保障される博物館となること、そして各館の自立した自治的で民主的な運営が地域で豊かに展開されていくことを望みます。